

第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組

第4章において掲載した子ども・子育て支援の各事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく基本方針において「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」として位置づけられている各施策等について、取組の内容を再掲し、詳述します。

<再掲する施策>

1. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供
(就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性)
2. 育児休業後の保育施設等の円滑な確保
3. 児童虐待防止対策
4. ひとり親家庭の自立支援の推進
5. 障害児施策
6. 特別支援教育の充実
7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

※各施策について、「これまでの経緯」「区の対応・現状」「今後の取組」の文章展開で解説します。

1 幼児期の教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と小学校への接続）

（1）これまでの経緯

本区では共働き家庭の増加から、幼児期に保育所に通う子どもの割合が約半数となり、幼稚園に通う子どもの割合より多くなってきました。また、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園が整備され、幼児期に過ごす場所が多様化してきました。

このような背景に加え、平成 30 年に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時に改定され、幼稚園も保育所も幼保連携型認定こども園も、日本の大切な幼児教育施設と位置づけられました。どの施設に通っていてもすべての子どもが質の高い幼児教育を受けられ、小学校への接続を見据えて体制を整えることが必要であると明示されました。また、乳幼児期に経験してほしい事柄を整理した「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示され、保育・教育を行なう際の指導の方向性が明確になりました。

【参考 保育所・幼稚園・認定こども園の制度比較】

区分	保育所	幼稚園	認定こども園
管轄省庁	厚生労働省	文部科学省	内閣府
法令根拠	児童福祉法	学校教育法	子ども・子育て支援法 就学前教育に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
目的・内容	保護者の就労等により、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る	義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する	小学校就学前教育の子どもに対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する
機能	保護者の就労等により、保育を必要とする乳児又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉施設	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校	保護者の就労の有無に関わらず就学前教育の子どもに幼児教育・保育を提供するとともに、地域における子育て支援を行う施設
内容の基準	保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
対象児	0歳から就学前教育を必要とする児童	満3歳から就学前教育の幼児	保育所部分…0歳～就学前教育が必要な子ども 幼稚園部分…3歳～就学前教育の子ども
職員とその資格	保育士 保育士資格	幼稚園教諭 幼稚園教諭普通免許	満3歳以上…保育士資格と幼稚園教諭免許の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満…保育士資格 ※幼保連携型は、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方の資格・免許を有していることを原則

【幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿】

健康な心と体	(幼稚園、保育所の、幼保連携型認定こども園における)生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活を作り出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、(幼稚園、保育所、幼保連携型こども園)内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量・図形、文字等への関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(2) 区への対応・現状

中央区には、区立幼稚園が 16 園（うち 3 園が休園）、区立認可保育所が 14 園、その他、私立認可保育所が 41 園、認証保育所が 12 園あります（令和元年 10 月現在）。

平成 23 年 3 月に区内で初めての認定こども園が開設され、さらに公設民営の認定こども園が平成 24 年 12 月に 1 園、平成 25 年 10 月に 1 園開設されています。どの施設においても、教育・保育の一体的提供を展開しています。

■保幼小における合同連絡会・研修会等

幼稚園教諭と保育士が、子供たちがどの施設においても同じような内容の幼児教育を受けることができるように、互いの指導方法や教材研究などを情報交換するため、年に数回、合同連絡会、研修会を設定しています。

さらに、保育所、幼稚園のみならず、小学校とも合同連絡会や研修会を通じて、教員、保育士同士が交流・連携し、その成果をそれぞれの現場で実践に生かすことにより、就学前の子供、入門期の児童に対する教育の質の確保・充実や教員の質の向上、小学校への円滑な接続を図るようにしています。

合同連絡会には、全体会と地区別研修会があり、全体会では、保幼小の連携の在り方や意義について学んだり、地区別研修会の計画や反省を行ったりしています。また、地区別研修会では、公開保育や公開授業、協議会を通して、保育所・認定こども園・認証保育所・幼稚園・小学校の教員・保育士が直接話し合うことで、幼児期の教育から小学校校での教育につなげていくべき内容などを明らかにすることができ、意義のあるものとなっています。

【連絡会・研修会の概要】

会の種類	開催回数	対象	内容
全体会	年 2 回	小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の長もしくはそれに準ずる者	地区別協議会（今年度の計画や反省）・情報交換 等
地区別研修会	年 1～2 回	小学校・幼稚園・認可保育所・認証保育所・認定こども園の教員・保育士	幼稚園・小学校の公開保育・公開授業、協議会、保育所の概要説明

■「保幼小接続カリキュラム」の作成と実施

幼児期の子どもたちへの質の高い幼児教育を考えると、児童期への接続における育ちや学びの連続性や一貫性が重要だとされています。幼児期の教育が小学校以降の教育の土台となることを考え、幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する必要があります。

そこで、平成 28 年度に、福祉保健部及び教育委員会として、「保幼小の接続カリキュラム ～幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して～」を作成し、5 歳児の 11 月頃から小学校第 1 学年 7 月頃を幼稚園から小学校への接続期とし、計画的な保幼小接続の実践の充実を図るようになりました。また、平成 30 年度には「実践資料版」を作成し、日常の指導場面での具体的なポイントを事例で示すことで、幼児教育の現場で実践できるようになっています。

カリキュラムは、小学校の入門期の課題解決に向け、保育士や幼稚園教諭、小学校教諭が同じ視点を持って実践できるよう指導方法をまとめた資料として、各保育所・認定こども園・幼稚園に配布され、活用されています。

■幼児教育リーフレットの活用による教育

保育所・認定こども園・幼稚園での教育内容の理解と、家庭での子育ての一助となるように、平成 29 年度に、保護者向け子育て支援リーフレット「幼児のよりよい育ちをめざして 保育所・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携」を発行し、毎年各保育所・認定こども園・幼稚園を通じて各保護者に配布しています。

このリーフレットは、就学を目の前にした 5 歳児保護者向けに作成し、時期に応じた子育てのヒントや、子どもの育ちに期待や見通しを持つことにつなげています。

【リーフレットの概要】

リーフレット名	配布時期	内容	配布先
幼児のよりよい育ちをめざして保育所・幼稚園から小学校へつなげる家庭との連携	5 歳児進級時	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校へのつながり、学習の接続 ・家庭での過ごし方 ・小学校生活について 	各保育所・認定こども園・幼稚園に通う保護者

(3) 今後の取組

教員・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化、合同研修会の充実等を図り、その成果をそれぞれの現場での実践に生かすことにより、就学前の子どもに対する幼児期の教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図っていきます。現在行っているさまざまな事業を今後も引き続き行っていくとともに、下表のような方向性で内容の充実を図ります。

事業名	取組の方向性	
保幼小における合同連絡会・研修会等の充実	全体会	現保・幼・小連携の有効な対策、より実践的な地区別研修会の計画づくりや情報交換などができるよう、内容を見直すことを検討します。
	地区別研修会	研修内容を見直し、時期をとらえたテーマでより実践的かつ深い協議を活発に行えるよう、グループの細分化などを図ります。
	その他の取組	幼保の教育内容の一体化に関し、幼稚園教諭と保育士による研究会・研修会の実施を継続し、充実していきます。

2 育児休業後の保育施設等の円滑な確保

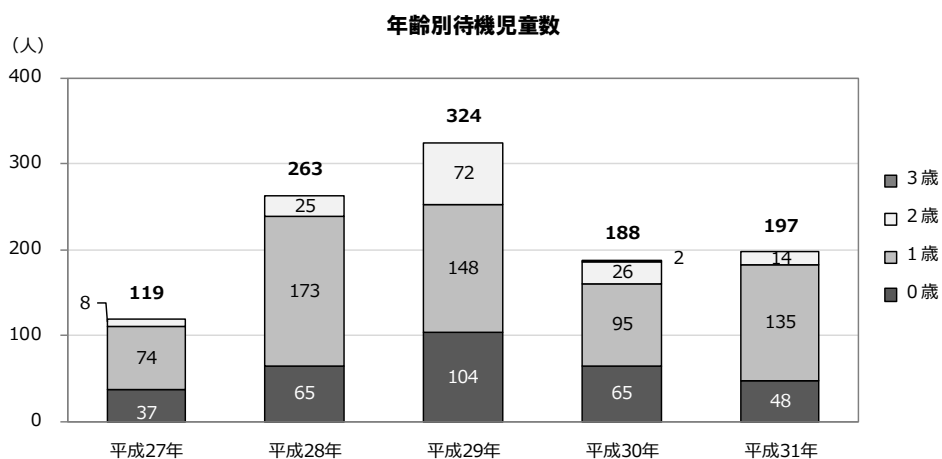
(1) これまでの経緯

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があります。予定通り育児休業を満了できずに早期の入所申込みをせざるを得ない状況は、改善すべき課題として取り組んでいく必要があります。

平成28年3月に保育所に入れなかった保護者がブログに書き込んだことをきっかけに待機児童が大きな社会問題となりました。また、平成28年4月1日の待機児童数が大幅に増加したことが影響し、翌年の平成29年4月入所については、0歳児の申込みが大幅に増えています。これは育児休業を早めに切り上げてでも入所しやすい0歳児のうちに申し込んだほうが良いという判断をした方が多かったと見込まれます。結果として、平成29年4月1日の待機児童数は0歳児が104人に増えるとともに、全体でも324人と最も増加することとなりました。平成30年4月入所については、私立認可保育所の開設により大幅に定員が拡大したことを受け、待機児童数は減少しました。しかし、平成31年4月入所については、1歳児の申込者数が大幅に増加したため、待機児童数も増加しています。

保育施設の整備のほか、居宅訪問型保育事業（待機児童向け）の導入を実施していますが、待機児童の解消には至らず、とりわけ1歳児が保育所に入りにくい状況は改善されていません。

多くの保護者が育児休業満了の1歳児での入所を希望していることから、今後も、育児休業中の保護者が途中で切り上げたりすることなく、予定通り安心して育児休業満了時（原則1歳到達時）まで取得できるよう、できる限り入所しやすくなるような施策を実施していきます。



(2) 区の対応・現状

新規開設の私立認可保育所について、1歳児からの定員設定や1歳児の定員が0歳児の定員の2倍以上とする定員設定をしているほか、定員に空きが出る5歳児クラスの保育室等空いているスペースを活用して、1年間に限り1歳児を保育する期間限定型保育事業を実施しています。また、平成31年4月から居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を実施し、保育定員の拡大を図っています。

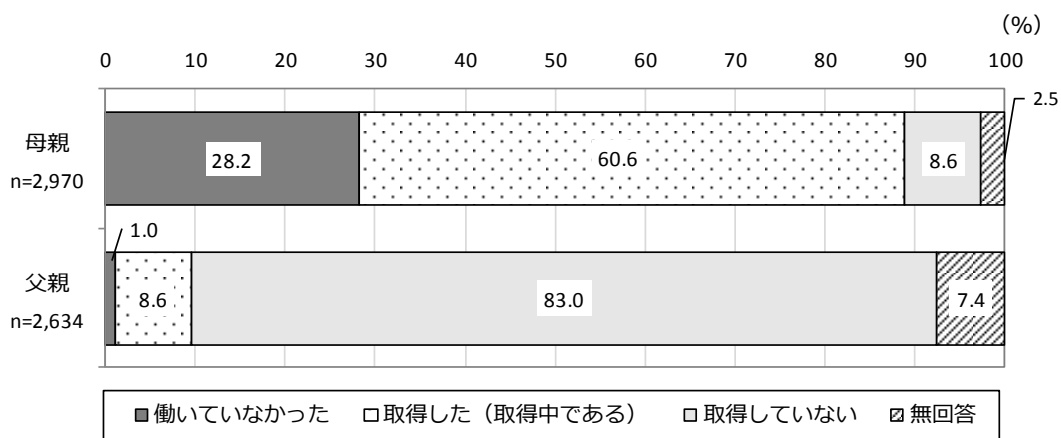
(3) 今後の取組

- ・新規開設の私立認可保育所について、1歳児からの定員設定や1歳児の定員が0歳児の定員の2倍以上とする定員設定を継続します。
- ・新規開設の認可保育所において、空きが出る5歳児クラスの保育室等空いているスペースを活用して1年間に限り1歳児を保育する期間限定型保育事業を実施します。
- ・待機児童を対象とした居宅訪問型保育事業を実施します。

■ 両親の育児休業の取得状況

Q お子さんが生まれた時の両親の育児休業の取得状況をお答えください。

○「取得した（取得中である）」は、「母親」は60.6%、「父親」は8.6%となっています。



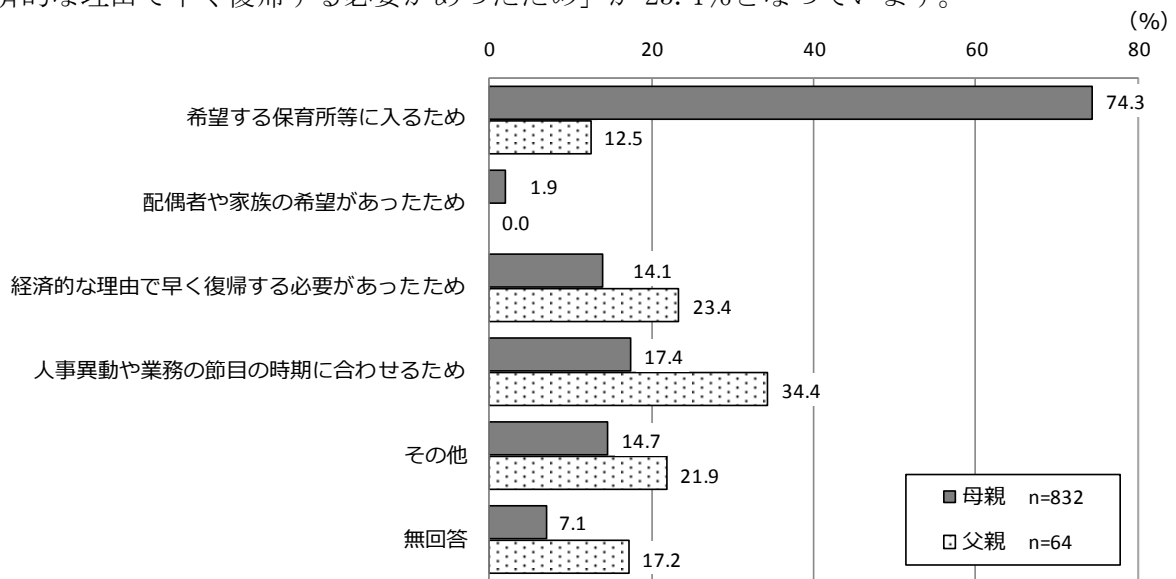
資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

■ 職場復帰の実際の時期と希望する時期が異なる理由

Q 母親・父親のいずれか、もしくは両方で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。希望の時期に職場復帰できなかった理由をお答えください。

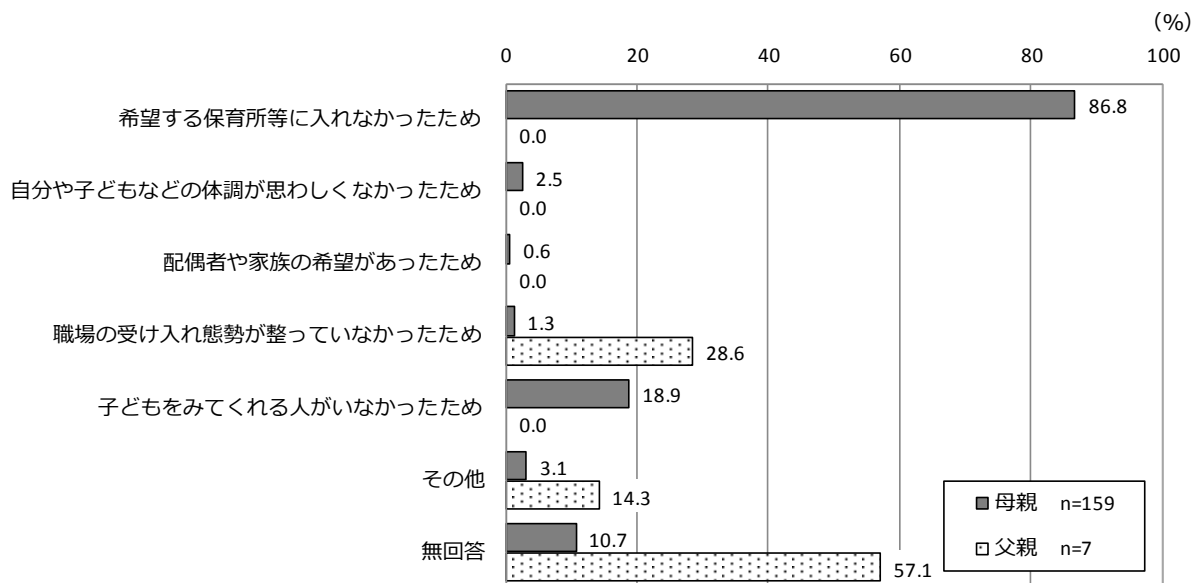
【希望より「早く」復帰した理由】

- “母親”は「希望する保育所等に入るため」が74.3%で最も高く、次いで「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が17.4%となっています。
- “父親”は「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が34.4%で最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」が23.4%となっています。



【希望より「遅く」復帰した理由】

- “母親”は「希望する保育所等に入れなかったため」が86.8%で最も高く、次いで「子どもをみてくれる人がいなかったため」が18.9%となっています。
- “父親”は「職場の受け入れ態勢が整っていなかったため」が28.6%と高くなっています。

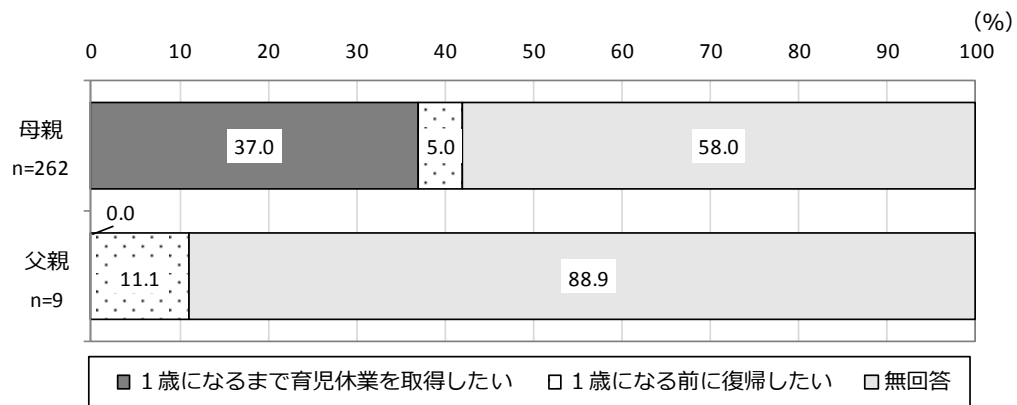


資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

■ 子どもを必ず預けられる施設がある場合の1歳までの育児休業の取得について

Q お子さんが1歳になった時に必ずお子さんを預けられる施設等があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。(現在も育児休業中で、お子さんが1歳未満の方限定)

○「1歳になるまで育児休業を取得したい」は“母親”は37.0%となっています。



資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

3 児童虐待防止対策

(1) これまでの経緯

核家族化や近隣関係の希薄化が進み、育児に不安を持つ家庭が増えています。そのため、身近な子育てに関する相談が増大するとともに、児童虐待など養護相談も増えてきています。

従来、児童福祉法においては、あらゆる子ども家庭相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもと家庭への支援を行うに当たっては、子どもとその家庭に最も身近な基礎自治体である市町村（特別区を含む。）がその責務を負うことが望ましいと考えられるようになりました。

東京都では、平成6年に東京都児童福祉審議会が「子育て支援ネットワークの核として、住民に身近な各区市町村に*子供家庭支援センターの設置が必要」と提言し、翌年平成7年には相談機能やサービスの提供を行う*子供家庭支援センターを都内全域に設置することとしました。国においても平成16年の児童福祉法改正により、子ども家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定されました。合わせて、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関が考え方を共有し、適切な連携のもとに対応していくことが必要であるとの観点から、情報の交換と支援の協議を行う場として「要保護児童対策地域協議会」の設置が努力義務となり、また、平成20年の同法の改正において、地域協議会の協議の対象を「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」に加えて、「要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要とされる児童）」、「特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）」に拡大し、児童虐待予防に向けた支援を関係機関が連携して実施できるよう強化されました。

しかしながら、児童虐待や家庭での不適切な養育などにより、子どもが犠牲となる痛ましい事件に関する報道が後を絶ちません。虐待を未然に防ぎ、早期に発見・対応することは、地域社会全体で取り組むべき重要な課題となっており、国や東京都においては法律や条例に体罰禁止を明記することとなりました。

このような経緯を踏まえて、本区においても、区が児童相談の第一義的窓口となり、児童虐待防止ならびに予防に向けて地域社会全体で取り組むことができる体制を構築しています。

※東京都は公文規程により、常用漢字に従って「子ども」を「子供」と漢字で表記。

(2) 区の対応・現状

1) 児童相談および児童虐待への対応

区では、虐待相談を含む18歳未満の子どもと子育て家庭に関する児童相談の中核機関として、平成19年9月に「中央区立子ども家庭支援センター(きらら中央)」を開設しました。

子ども家庭支援センターでは、子どもと子育て家庭のあらゆる相談に応じるとともに、区における児童虐待の通告窓口として、児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」を設置しています。学校や保育所、児童館、児童相談センター、保健医療機関等関係機関とも連携を図り、児童虐待の早期発見と適切な支援に努めています。

また、虐待の未然防止に向けた取組として、特に母子保健サービス（母親学級や新生児

訪問事業、乳幼児健診等)を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行なう「養育支援訪問事業」を平成22年度より実施しています。

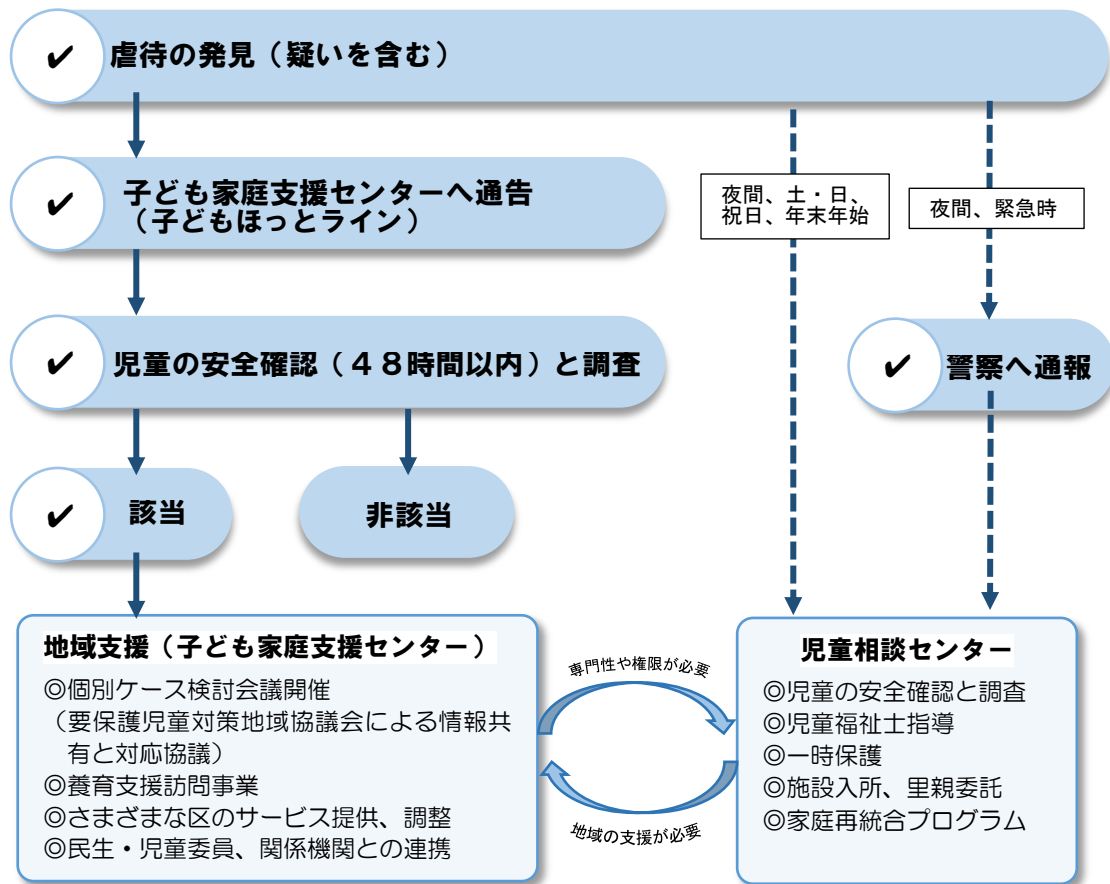
更に、本年（令和元年）4月からは子ども子育て応援ネットワーク（子育て世代包括支援センター事業）を構築し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しております。

こうして、支援が必要な家庭を早期に発見し、本事業を有効に活用することで、適切な養育環境の確保および虐待の未然防止を図っています。

<虐待対応の流れ>

子ども家庭支援センターでは、通告（相談）受理後、速やかに受理会議において対応を組織的に検討し、子どもを取り巻く状況について慎重に調査を行うとともに、子どもを直接目視して安全を確認します。調査の結果、継続した支援が必要な家庭については、子ども家庭支援センターが情報を管理し、関係機関と連携して虐待の改善や深刻化防止に向けて支援をしていきます。なお、相談（通告）内容が重篤な場合や緊急保護が必要な場合は、都の児童相談センターや警察と連携して対応します。

また、一時保護や施設入所から家庭復帰する児童についても児童相談センターとの連携を図り、区内関係機関とも協力しながら虐待の再発防止に努めています。



2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月に子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」（以下、「協議会」という。）を設置しました。協議会は、区内関係機関や東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動(キャンペーン)を行っています。また、児童虐待の早期発見および適切な対応に向けた区独自のマニュアルを作成し、関係機関が連携を図る上で活用しています。

■各関係機関の役割

主な機関名	主な機能
子ども家庭支援センター	児童虐待に対する情報の集約など要保護児童対策地域協議会における調整機関、地域における養護・保健・育成などの子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談・支援の窓口、子育て支援サービス提供
保健所・保健センター	母子保健・精神保健の観点における妊産婦、子ども、育児に関するサポート、虐待予備群や育児不安群などハイリスク家庭への面接・訪問・電話等による個別・継続的フォロー。子ども子育て応援ネットワークとして母子保健コーディネーターや保健師が相談を受けています。
児童館	18歳未満の子どもに健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的とし設置。子ども子育て応援ネットワークとして子育て相談員（サポートさん）が子育てに関する相談を受けています。
幼稚園・保育所	就学前の子どもや保護者と関わる中で養育状況の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
小学校・中学校	児童・生徒の言動・心身の様子等に関する日々の状態の把握と必要に応じた相談や支援、要保護児童の早期発見
医療機関	診療場面等を通じた子どもの養育状況の把握、要保護児童の早期発見
児童相談センター (児童相談所)	18歳未満の子どもの福祉に関する相談・必要な援助、調査、援助に係る専門機関



平成30年度 児童虐待防止キャンペーン

(3) 今後の取組

本区においては、30代、40代を中心とする子育て家庭が増加しており、また、約9割の世帯がマンション等集合住宅に居住するといった特性があります。

こうした状況を踏まえ、児童虐待を未然に防止するために子育て家庭が地域で孤立しないような取組が必要です。

今後も、子ども家庭支援センターが調整機関となり、学校・保育所・児童館、児童相談センター（児童相談所）、警察、保健・医療機関、民生・児童委員など関係機関と連携を図りながら、子どもと子育て家庭を支援する総合的なネットワーク強化に向けた取組を行うとともに、引き続き、児童虐待防止キャンペーンの実施など普及啓発活動を積極的に実施する中で相談窓口の周知を図り、児童虐待防止に向けた地域社会の意識の向上に努めます。また、地域協議会においても関係機関の間での情報共有など連携強化を図っていきます。

■関連事業

事業名	内容
子どもと子育て家庭の総合相談	養護相談、虐待相談、育成相談、非行相談など18歳未満の子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながら子育て支援サービスの調整を行い、必要に応じて関係機関への連絡、紹介を行います。 相談時間 祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時
児童館での子育て相談の実施	子育てに関する悩みなどをより身近なところで相談できるよう、児童館で子育て相談を実施します。
「子どもほっとライン」の運営	児童虐待についての情報を集約するため、子ども家庭支援センター内に児童虐待情報専用電話を設置しています。
「要保護児童対策地域協議会」の運営	要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応および継続的な支援を行うため、学校・保育所、児童相談センター、警察、保健・医療機関や民生・児童委員等で構成し設置しています。 子ども家庭支援センターが調整機関となり、定期的に会議を開催します。 (代表者会議 年1回、実務者会議 年4回、個別ケース会議 (随時))
児童虐待対応ハンドブックの配布	児童虐待の早期発見や適切な対応に活用できるよう、さまざまな場面での留意事項、事例からの学びなどをまとめたハンドブックを作成し関係機関等に配布しています。
児童虐待防止啓発用リーフレット等の配布	国が推進している体罰によらない育児の啓発資材「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作戦」のリーフレットを、保育園児から中学校児童までの全保護者に配布しています。更に、区としても児童虐待防止キャンペーンなどの機会を捉えて、虐待防止に関する普及や啓発を図るためのリーフレットを作成し、区民の方々へ配布しています。
児童虐待防止カードの配布（小・中学生用）	家庭のことで悩んでいる児童が関係機関に相談できるよう、小学3年生から中学3年生までの児童にわかりやすい相談カードを作成し配布しています。
養育支援訪問事業の実施	児童の養育について特に支援が必要と認められる家庭に対して、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施します。

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) これまでの経緯

国の経済・雇用状況は緩やかに回復しているものの、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然厳しく、その就労状況から安定した生活を送るための支援をする必要があります。あわせて、子育てと生計の維持という二重の負担から、生活面や子どもの養育等においても様々な悩みを抱えています。

そのため国においては、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭への支援体制の充実を図っています。

区においても、近年の人口増加に伴って、一人で生計を担うことによる将来への不安や子どもの教育に対する悩みなど、日常生活においてさまざまな不安や悩みを抱え、支援を必要とするひとり親家庭も増加傾向にあります。

平成30年度に実施した「中央区ひとり親家庭実態調査」では、就労状況について、42.7%が常勤（正社員）ではあるものの、「パート・アルバイト」が25.7%、「派遣・契約社員」が14.2%で、非正規雇用の割合も約4割を占めており、約8.6%が未就労の中、「働く意欲のある人」は約9割となっています。

また、年収については、200～300万円未満が25.9%と最も多く、次いで100～200万円未満が22.4%となっており、300万円未満の人が半数以上を占めていることから、多くのひとり親世帯が経済的に厳しい状況に置かれていることが伺えます。

次に子育てについては、子どもの教育や進学・就職に関する悩みを抱える家庭が多くいます。将来の不安としては、「子どもの教育費や将来のこと」が76.5%と最も多く、次いで「生活費が足りなくなること」が67.0%と費用に関することが多く、ここからもひとりで生計を維持することへの不安が大きく、経済的自立に向けた支援が必要なことが伺えます。子育てに関する悩みや不安の相談先については、「友人や知人」が63.5%と最も多く、次いで「祖父母・兄弟等の親族」が50.8%である一方、「子育て支援課のひとり親家庭相談」が2.4%、「教育センターの教育相談」が1.6%など公的機関への相談割合が低く、さらには「相談相手がいない」、「相談する機関が分からない」という人も約8%います。

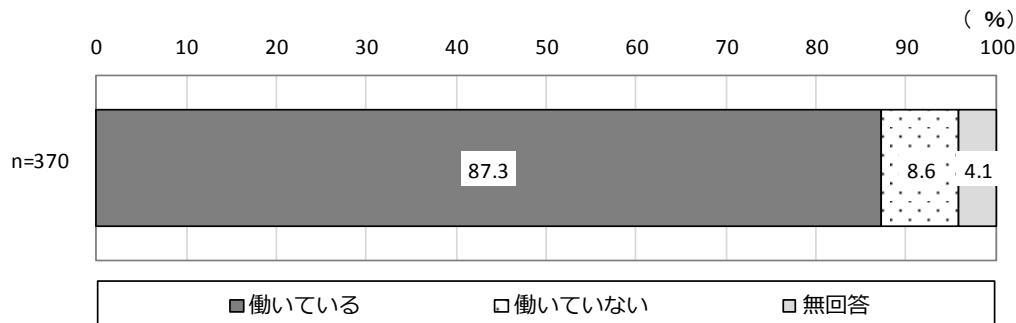
さらに仕事と子育てを両立していく上で大変だと感じていることは、「子どもとのコミュニケーションの時間が十分に取れない」が57.0%、「子どもが急な病気になった時に代わりに面倒を見てくれる人がいない」が49.8%、「子育てのため就労時間が長くとれない」が33.1%となっており、両立していく上でのさまざまな課題があることも伺えます。

このような状況があることから、ひとり親家庭の人が仕事と子育てを両立し、経済的自立と生活の安定を図っていく上では、区の果たすべき役割が大きく、適切な支援を継続・強化していく必要があります。

■ ひとり親家庭の保護者の就労状況

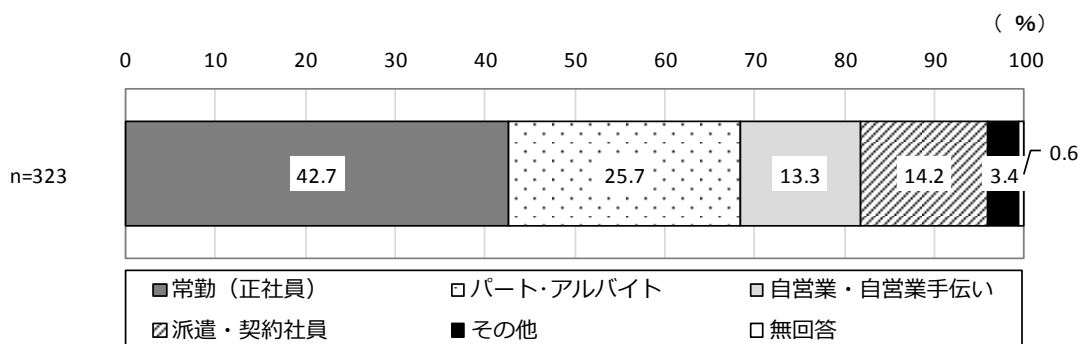
Q あなたは、現在働いていますか。

○現在の就労状況については、「働いている」が87.3%、「働いていない」が8.6%となっています。



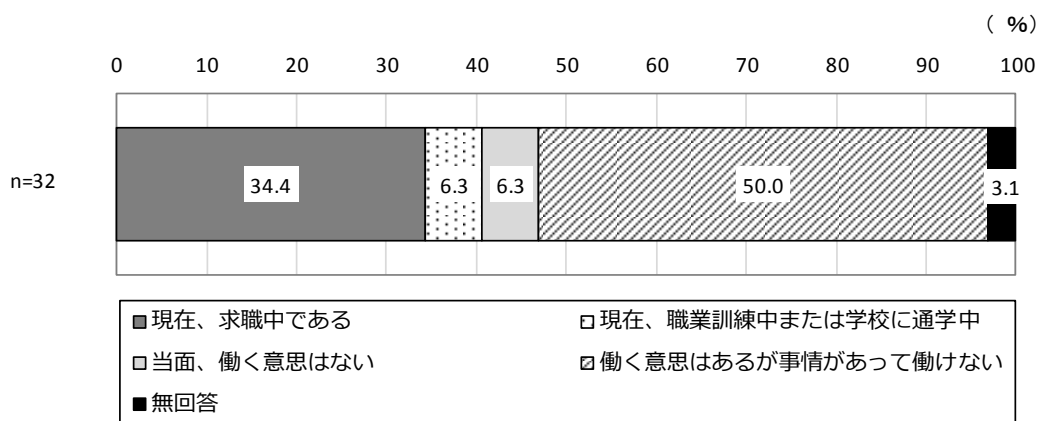
Q あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。【「働いている」方のみ】

○現在の雇用形態については、「常勤（正社員）」が42.7%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が25.7%、「派遣・契約社員」が14.2%となっています。



Q 就業意向についてお答えください。【「働いていない」方のみ】

○現在、働いていない方の今後の就労意向については、「働く意思はあるが事情があって働けない」が50.0%と半数を占め、次いで「現在、求職中である」が34.4%、「現在、職業訓練中または学校に通学中」、「当面、働く意思はない」がいずれも6.3%となっています。



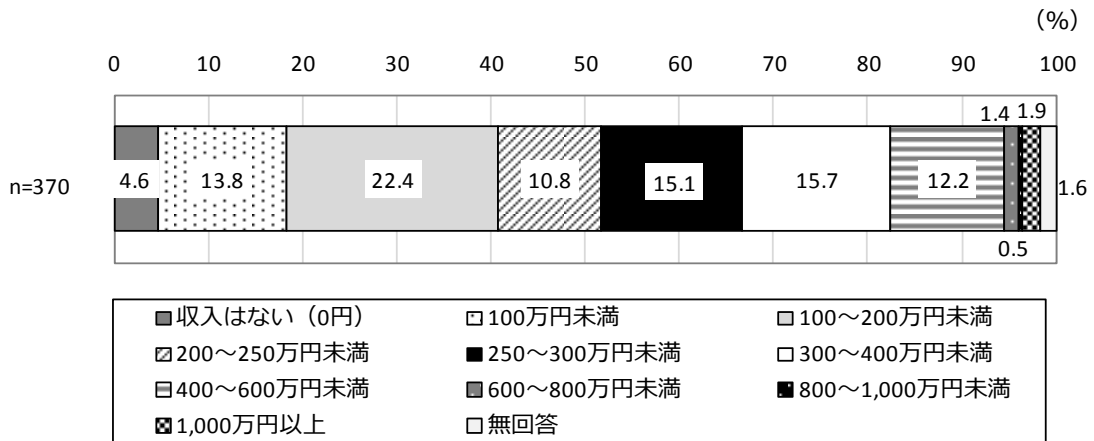
資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

■ ひとり親家庭の世帯の年間収入（税込み）

Q あなたの家庭（世帯）全員の方の、昨年（平成 29 年 1 月～12 月）の年間収入（税込み）はいくらですか。

※収入には、勤労収入（パート、アルバイトを含む）、事業収入（自営業等）、農業収入、不動産収入、利子・配当金、個人年金、仕送りや元配偶者等からの養育費を含みます。

○世帯の年間収入（税込み）については、「100～200 万円未満」が 22.4%で最も多く、これを含めて世帯の年間収入（税込み）が 250 万円未満の方が 51.6%と過半数を占めています。

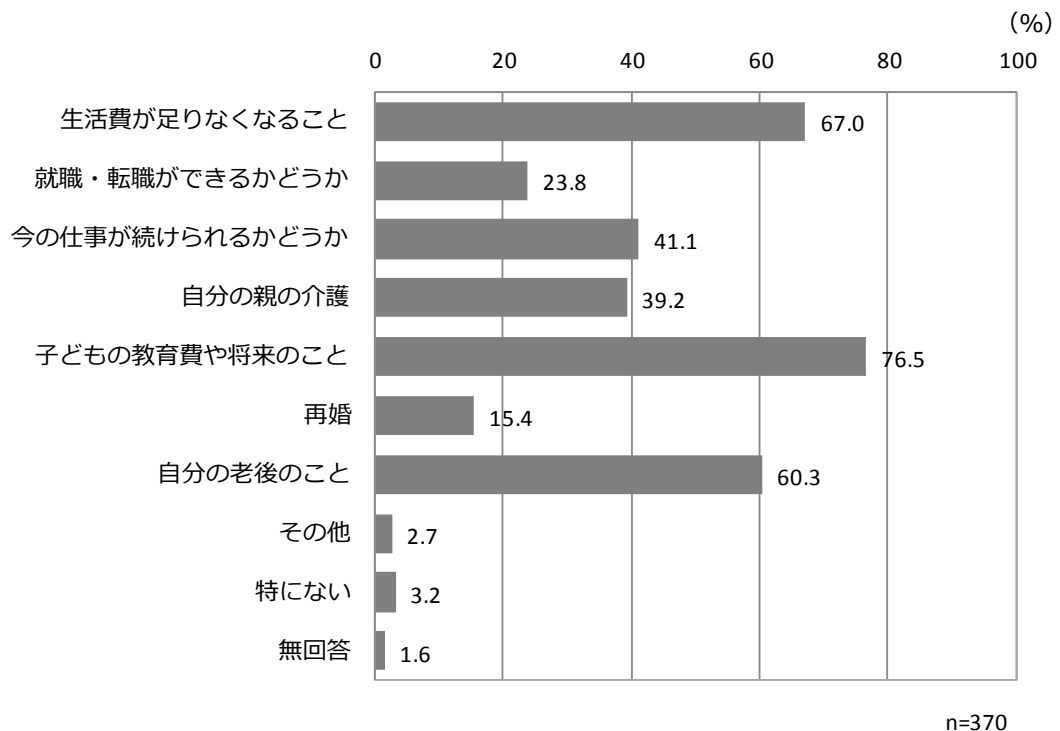


資料：平成 30 年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

■ ひとり親家庭の悩みや将来の不安

Q 今の生活の悩みや将来の不安はどんなことですか。

○将来の不安としては、「子どもの教育費や将来のこと」が 76.5%で最も多く、次いで「生活費が足りなくなること」が 67.0%、「自分の老後のこと」が 60.3%となっています。

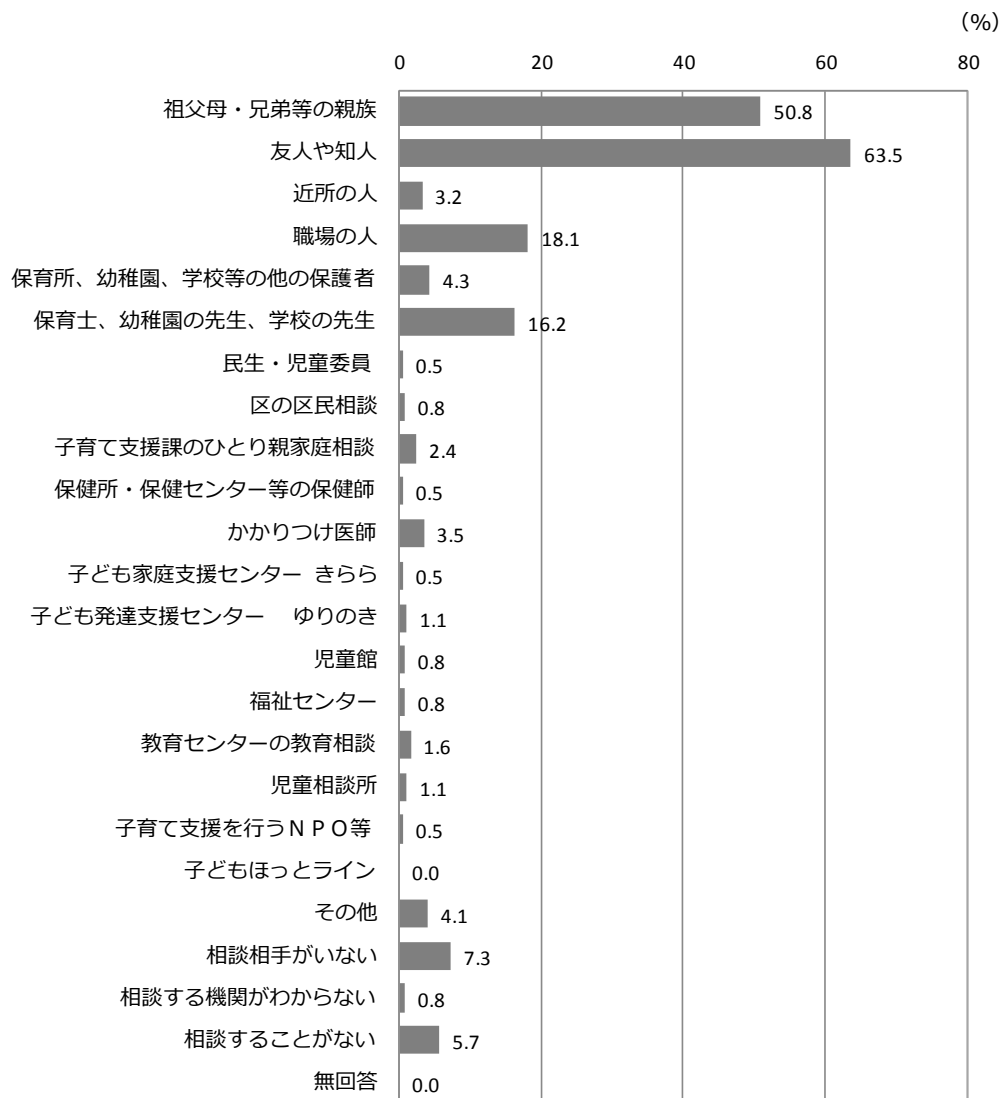


資料：平成 30 年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

■ 子育てに関する悩みや不安の相談相手・機関

Q 子育てに関する悩みや不安をどなたに、または、どこの機関に相談していますか。

○子育てに関する悩みや不安の相談相手・機関としては、「友人や知人」が63.5%で最も多く、次いで「祖父母・兄弟等の親族」が50.8%、「職場の人」が18.1%となっています。



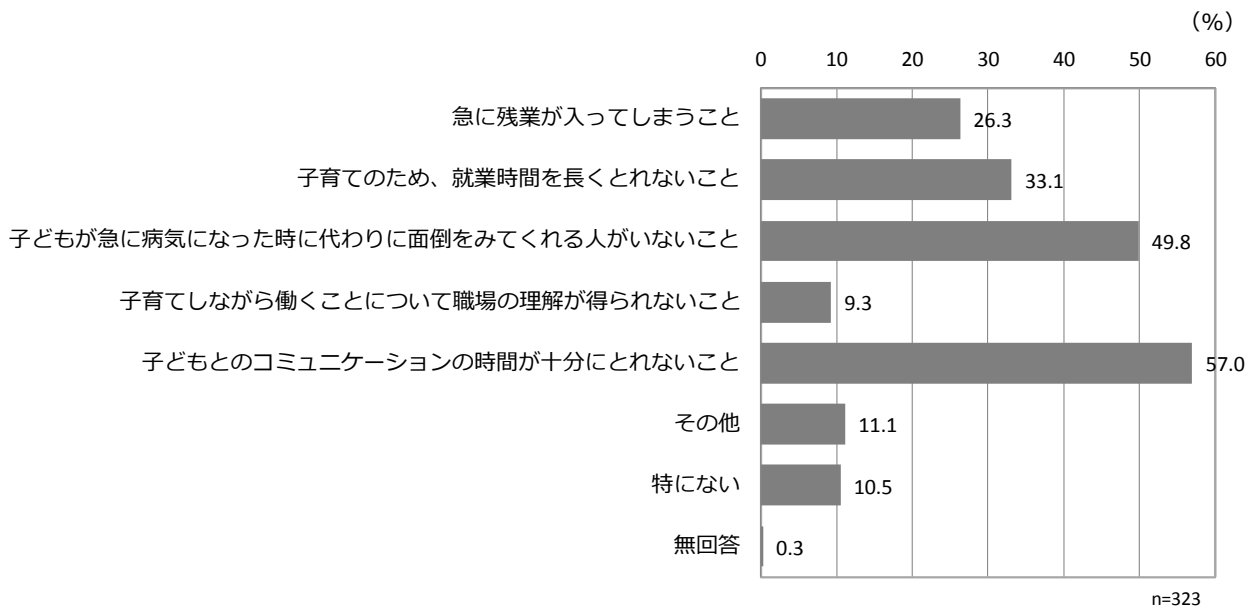
n=370

資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

■ 仕事と子育ての両立で大変なこと

Q 仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じていることは何ですか。

○仕事と子育ての両立で大変なこととしては、「子どもとのコミュニケーションの時間が十分にとれないこと」が57.0%で最も多く、次いで「子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみてくれる人がいないこと」が49.8%、「子育てのため、就業時間を長くとれないこと」が33.1%となっています。



資料：平成30年度「中央区ひとり親家庭実態調査」より

(2) 区の対応・現状

区では、ひとり親家庭の安定雇用と経済的自立のため、技能習得に向けた支援として「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」を実施しています。国の方針に従ってこれまで父子家庭も対象とするなど施策の充実を図るとともに、非課税世帯に対する「高等職業訓練促進給付金」において本区は国の基準を上回る事業を実施しています。

また、義務教育終了前の児童を有するひとり親家庭が、就職活動などの際に利用できる「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」では、看護や冠婚葬祭などのため一時的に日常生活における家事・育児に支障が生じる場合にもヘルパーを派遣するなど、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施しています。

また、母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行っているほか、親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、親子で楽しめるための支援を実施しています。

さらには平成28年度より児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の中学生を対象に学習支援事業を開始し、毎年定員の拡大など充実を図りながら実施しています。

(3) 今後の取組

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」および「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援や日常生活に支障が生じる場合にヘルパー派遣を行う「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」の事業を引き続き行っていきます。

また、学習支援事業も引き続き継続し、学習習慣の定着とひとり親家庭の子どもの精神的なケアを図っていきます。

■関連事業

事業名	内容
東京都母子及び父子福祉資金の貸付	母子家庭および父子家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。
女性福祉資金の貸付	配偶者のいない女性が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を貸し付けます。
自立支援教育訓練給付金	区が指定する教育訓練講座を受講し修了した母子家庭の母および父子家庭の父に対して、経費の一部を助成し、主体的な能力開発を支援します。
高等職業訓練促進給付金	看護師や介護福祉士などの国家資格取得のため1年以上養成機関で修業する母子家庭の母および父子家庭の父に対して、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援します。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。
ひとり親家庭休養ホーム	ひとり親家庭の休養とレクリエーションにふさわしい施設を指定し、ひとり親家庭の親子が、指定施設を無料または低額な料金で利用できるよう助成を行います。
ひとり親家庭レクリエーション	ひとり親家庭の親子を対象として、日ごろ仕事や育児に追われている労苦をねぎらい、親子間のコミュニケーションを図るため、「親子観劇会」を実施しています。
ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭等の中学生に対して、学習支援ボランティアによる無料学習会を実施し、学習習慣の定着やひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図ります。
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の自立に向けて、母子・父子自立支援員による助言・指導を行っている。
※ひとり親家庭日帰りバス研修	ひとり親家庭を対象に、相互の交流やレクリエーションを目的とした日帰りバス研修を実施します。

※中央区社会福祉協議会と中央区ひとり親家庭福祉連合会の共催により行います。

5 障害児施策の取組

(1) これまでの経緯

平成 28 (2016) 年 4 月に施行した障害者差別解消法は、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進等が定められています。

また、障害者総合支援法および児童福祉法の改正（平成 30 (2018) 年 4 月施行）により、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨として、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の一部が改正されました。

今回の改正では、障害児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応として、障害児福祉計画を策定するとともに、障害児サービスの提供体制の計画的な構築を図ることや、医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることなどが求められています。

他にも、障害者雇用推進法の改正、発達障害者支援法の改正、成年後見制度利用推進法の施行など障害福祉を取巻く状況は大きく変化しています。

(2) 区の対応・現状

平成 30 年 4 月に発達障害など「育ちに支援を必要とする子ども」に様々な支援を行う地域の療育の拠点として、「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長に合わせ、心理面接や個別療育(理学療法、作業療法、言語療法)、集団療育や児童精神科等の専門相談による継続的な支援を行っています。

本区では子育て世代の人口増に伴い子どもの人口も増加しており、子どもの育ちに関する相談が増加傾向にある中、相談支援機能を強化するとともに、保健・福祉・教育等の関係機関が連携して、「育ちに支援を必要とする子ども」が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制「育ちのサポートシステム」を整備し運用しています。

また、医学の進歩を背景として、医療的ケア児（医療的ケアが日常的に必要な障害児で、独歩が可能な子どもから寝たきりの重症心身障害児までが対象）は、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で約 2 倍となっています。平成 28 年 5 月の児童福祉法の改正により、「地方公共団体は、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定められました。

こうした法改正に基づき、本区では、平成 30 年 3 月に策定された第 5 期中央区障害福祉計画・第 1 期中央区障害児福祉計画の中で、関係機関の協議の場を設置することを計画化し、自立支援協議会のひとつの部会として、「医療的ケア児等支援連携部会」を設置しました。

さらに重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対して、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに社会との交流を支援するため、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設

を支援しました。また、日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害者（児）の居宅に訪問看護師を派遣して一定時間医療的ケア等を代替することにより、当該障害者（児）の健康の保持を図るとともに、当該障害者（児）の家族の介護負担の軽減を図っています。

（３）今後の取組

地域の療育の拠点である「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となり、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成するなど、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「中央区育ちのサポートシステム」を推進していきます。

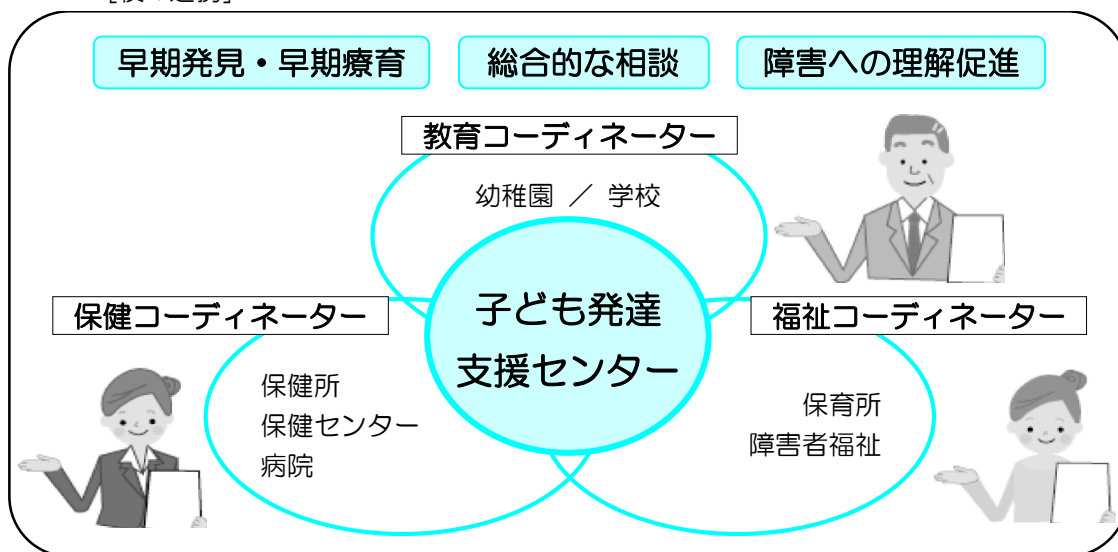
また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域整備体制を構築するため、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」で協議を進めるほか、医療的ケア児コーディネーターを配置し医療的ケア児支援の調整を行います。

【参考：第５期中央区障害福祉計画・第１期中央区障害児福祉計画より抜粋

「中央区育ちのサポートシステムの推進」より】

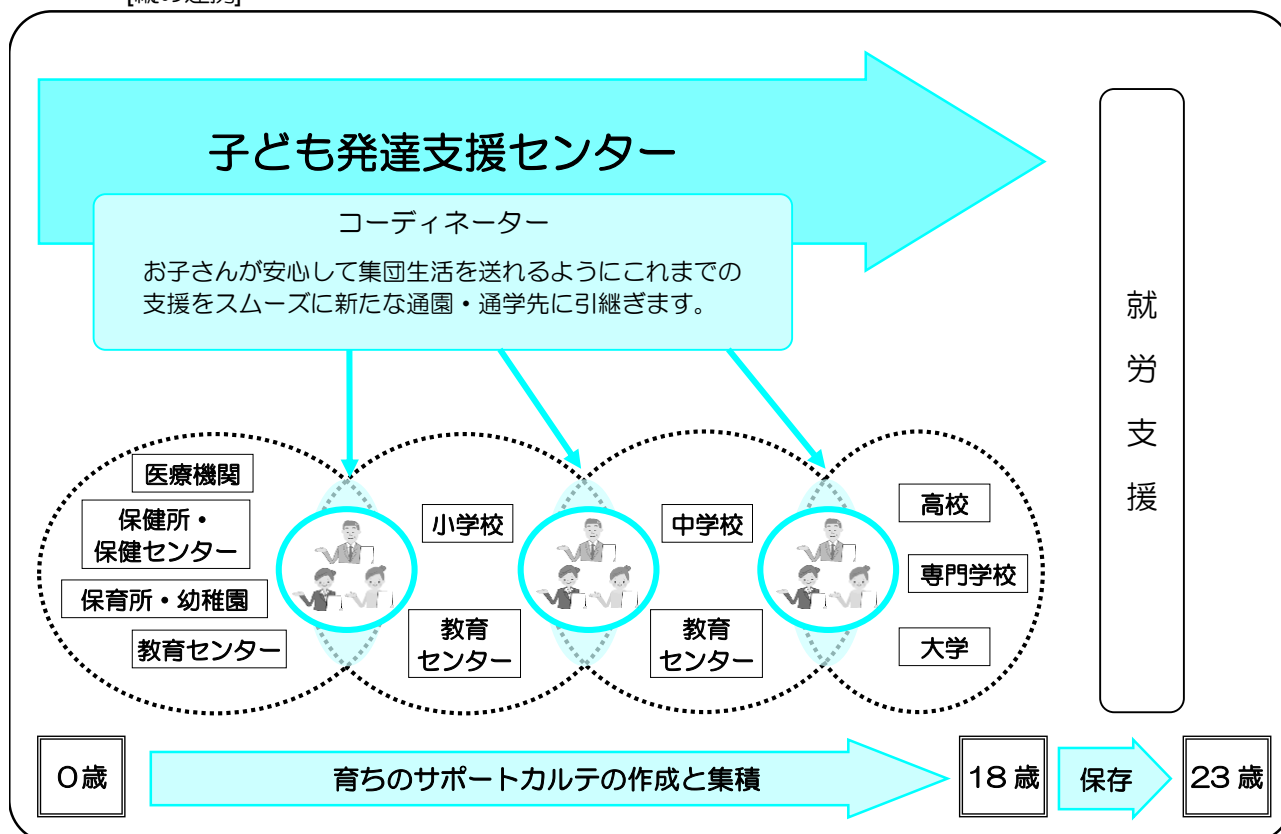
子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立	子どもの発達の総合相談と療育の拠点	子ども発達支援センターが、発達障害のあるなしにかかわらず、子どもの発達や育ちの相談ができ、必要な支援につなげられる拠点としての機能を担っていきます。
	コーディネーター機能の充実	子ども発達支援センターに「育ちに支援を必要とする子ども」の支援経験や知識のある保健・福祉・教育の人材をコーディネーターとして配置し、相談支援や調整、連携体制づくりを推進します。
	関係機関が連携した支援体制（横の連携）	子ども発達支援センターが障害児支援の中心となり、乳幼児期から就労期まで保健・障害福祉・教育・就労の関係機関と連携した支援を実施します。
「育ちのサポートカルテ」の運用	「育ちのサポートカルテ」の作成	「育ちに支援を必要とする子ども」の発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入した「育ちのサポートカルテ」を作成し、子ども発達支援センターが管理します。
	ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）	就学等のライフステージの切り替え時に、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援の一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターが関係機関を調整し、「育ちのサポートカルテ」の円滑な引継ぎを行っていきます。
早期発見・早期支援の充実	乳幼児健診からの早期発見・早期支援	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターからコーディネーターや臨床心理士を派遣することで、子どもの支援の必要性を直接把握し、早期支援につなげます。
	保育所の巡回支援	子ども発達支援センターが区内全保育所・こども園を巡回し、「育ちに支援を必要とする子ども」の対応について相談や助言を行い、必要に応じて子ども発達支援センターの通所支援につなげます。
発達障害に対する理解の促進	家族や地域への普及・啓発	①発達障害に関する正しい知識を普及するため、講演会やリーフレットの配布、ホームページへの掲載等を行います。
	職員のスキルアップ	子ども発達支援センターに、発達障害に精通した学識経験者のアドバイザーを配置し、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援方法や支援体制に対する助言を得ることにより、職員のスキルアップを図ります。また、支援に携わる職員（教員、保育士等を含む。）が共通認識を持ち連携が円滑にできるよう、共通研修を実施して支援の質の向上を図ります。

[横の連携]



※ コーディネーターは、子ども発達支援センターに配置されたその分野に精通した専門職で、お子さんに関わる他機関との連絡調整を行います。

[縦の連携]



6 特別支援教育の充実

(1) これまでの経緯

平成 19 年 4 月から、学校教育法の改正により「特別支援教育」が位置付けられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

また、「教育基本法」では、国および地方公共団体は、障害のある者がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じるよう規定しており、本区においても幼稚園から中学校まで、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行っていくことが求められています。

(2) 区の対応・現状

本区においては、平成 18 年に設置した中央区特別支援教育検討委員会における報告書「中央区における特別支援教育のあり方について」に基づき、通常の学級に在籍する LD（学習障害）、AD/HD（注意欠如・多動性障害）、高機能自閉症などの特別な支援を必要とする児童・生徒を対象とした通級指導学級の設置、特別支援教育アドバイザーによる巡回指導、教育相談員等の派遣、学習指導補助員の配置などの支援体制を推進してきました。

平成 27 年度には、明正小学校に通級指導学級（言語障害・難聴）を開設し、児童個々の能力や特性に合わせたきめ細やかな支援を行っています。

また、「東京都特別支援教育推進計画」（第 3 次実施計画）に則り、特別支援教室を平成 28 年度から平成 30 年度にかけて全小中学校に設置し、発達障害等のある児童・生徒が、通常の学級に在籍しながら、拠点校から巡回する教員により、個別の状況に合わせた適切な指導を受けられるように支援体制を強化しました。

さらに、心身に障害のある児童・生徒には固定制の特別支援学級（知的障害）を設け、一人ひとりのニーズに応じた支援体制を整備するとともに、特別支援教育補佐員を配置するなどきめ細かな支援を行っています。

障害のある児童生徒が自分の可能性を最大限に伸ばし、必要な配慮や支援、指導を受けられる学校について情報提供を行う、就学相談の件数が年々増加しています。今後は、特別支援教育専門員を増員する等、就学相談体制の充実も図っています。

本区の通級指導学級開設状況（平成 30 年度）

名称	設置校
通級指導学級 （言語障害・難聴）	明正小学校

本区の特別支援教室開設状況（平成 30 年度）

巡回拠点校	担当巡回校
明石小学校	中央小学校
京橋築地小学校	泰明小学校、月島第二小学校
有馬小学校	常盤小学校、久松小学校
阪本小学校	明正小学校、城東小学校、日本橋小学校
月島第一小学校	月島第三小学校
豊海小学校	佃島小学校
晴海中学校	銀座中学校、佃中学校、日本橋中学校

特別支援教育アドバイザー派遣状況（平成 30 年度）

中学校	1 回/年
小学校	1 回/年
宇佐美学園	3 回/年
幼稚園	3 回/年
特別支援学級（固定制・通級制）	3 回/年

就学相談実施状況

入学年度	件数
27 年度	66
28 年度	81
29 年度	95
30 年度	96
31 年度	118

（3）今後の取組

近年の傾向では、知的発達に課題のない発達障害の児童・生徒数の急増が顕著であります。

本区において、特別支援教育をさらに推進するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、保護者と教育関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深め、保護者の障害受容と円滑な支援につなげていくことが重要となります。また、幼児・児童・生徒それぞれの障害特性に応じた適切な学習の場が提供できるよう、特別支援学級の新設を含め、基礎的環境整備を進めるとともに、子ども発達支援センターが推進する「中央区育ちのサポートシステム」が行う、幼稚園・学校、福祉、医療、保健、就労等の関係機関と連携した適切な支援を行っていく必要があります。

■関連事業

事業名	内容
特別支援教育専門員の配置	特別支援教育専門員を配置し、小学校または中学校の新入学にあたって、子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育が受けられるよう、就学相談体制を充実します。
特別支援教育アドバイザーの派遣	特別な教育的支援が必要と思われる子どもたちに関する専門的な指導・助言等を教員に行う臨床心理士等の資格をもった特別支援教育アドバイザーを、全小中学校・幼稚園・特別支援学級に派遣します。
職員研修の充実	教員や特別支援教育コーディネーターに対する研修を実施し、継続した教員等の専門性向上を図ります。
子ども発達支援センターとの連携	個々の能力を伸ばせるよう「中央区育ちのサポートカルテ」を活用して、当該児童生徒の育ちの特性の理解や、福祉・医療・保健等の関係機関との緊密な連携のもと、就学前の幼児期から義務教育9年間まで切れ目のない支援を推進します。

7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（1）これまでの経緯

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣との付き合いなど働く人々の暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した就労ができず経済的自立ができない、仕事に追われて心身の健康を害しかねない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、働く人々が将来への不安や豊かさを実感できない大きな要因となるだけでなく社会活力の低下、少子化・人口減少などの現象にまで繋がっているといえます。

こうした状況の中、国では、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。憲章は国民的な取組の大きな方向性を示すもので、行動指針には企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針が示されています。

区においても、「中央区男女共同参画行動計画2018」において「仕事と生活の調和の推進に向けた支援」を取組むべき課題として掲げ、全ての区民が、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活を送ることができる社会を目指し、関連する事業の推進に取り組んでいます。

（2）区への対応・現状

本区では、人口の増加が続いており、特に30歳代、40歳代の働き盛りの世帯を中心に、子どもがいる世帯も増えています。一方、高齢化率は低いものの高齢者数が年々増加している中で、社会経済を活性化するためには、今後とも女性を始めとする多様な人材を活用することが不可欠ですが、国の調査によると、依然として働いている女性の5割が妊娠・出産時に離職しています。さらに、長時間労働の常態化などにより、家族と一緒に過ごしたり地域社会へ参加することが依然として難しくなっています。

平成30年実施の「中央区政世論調査」によれば、ワーク・ライフ・バランスについての考え方として「仕事とそれ以外の生活を同じように両立させることが望ましい」という人は5割を超えていますが、現実に「両立させている」という人は2割程度となっています。

区では、仕事と生活の調和の実現に向けた勤労者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進および具体的な実現方法の周知のため広報・啓発を行うとともに、企業に対するコンサルタント派遣、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の認定などの事業を推進しています。

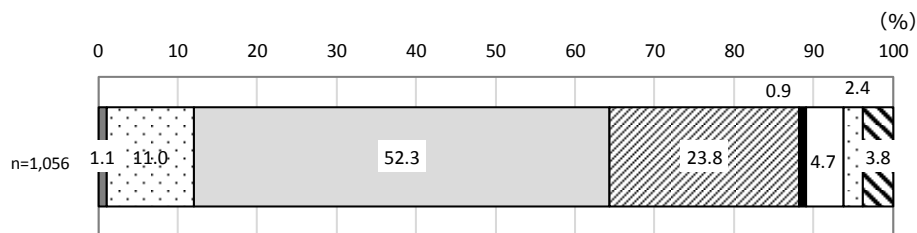
また、核家族化や共働き世帯が増加する中、家庭における子育ての負担や不安・孤独感を和らげ、男女ともに保護者がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てに臨めるように、男性が家事・子育ての担い手として力を発揮するための意識啓発を図るとともに、その知識や技術を習得することを支援しています。

■ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

Q あなた自身の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、望ましいと思うものはどれですか。また、望ましい位置づけに対して、あなたの現在の状況は次のどれにあてはまりますか。（それぞれ○は1つ）

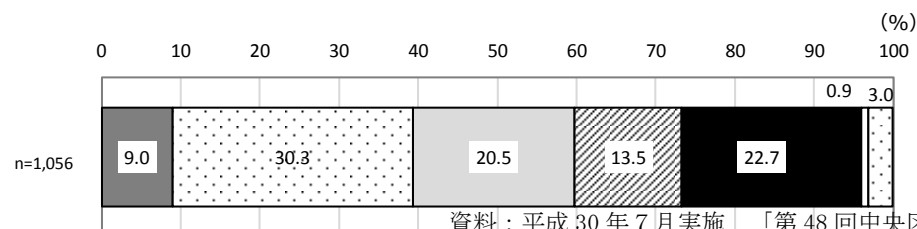
○「仕事と生活とを同じように両立させることが望ましい」が52.3%となっていますが、現在の状況としては「仕事と生活を同じように両立させている」は20.5%にとどまり、「どちらかといえば、仕事の方を優先している」が30.3%という結果になっています。

【望ましいと思うもの】



【現在の状況】

- 仕事に専念する方がよい
- 仕事以外の生活も大事ではあるが、仕事の方を優先する方がよい
- 仕事と生活を同じように両立させることが望ましい
- 仕事も大事だが、生活の方を優先させる方がよい
- 仕事以外の生活に専念する方がよい
- わからない
- その他
- 無回答



資料：平成30年7月実施 「第48回中央区政世論調査」

- 仕事に専念している
- どちらかといえば、仕事の方を優先している
- 仕事と生活を同じように両立させている
- どちらかといえば仕事よりも、生活の方を優先させている
- 現在仕事をしていない
- その他
- 無回答

(3) 今後の取組

引き続き、セミナー等の開催、企業に対する情報提供コンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、事業主やそこで働く人たちや地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。

■関連事業

施策名	内容
ワーク・ライフ・バランスセミナー等の実施	商工会議所等と連携し、区民や企業に対してワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し、啓発を行います。
ワーク・ライフ・バランス啓発	区民や企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行います。
企業に対するコンサルタント派遣	ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業、または、さらに取組を向上させたい企業に対し、コンサルタントを派遣し支援します。
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業を認定し、その取組を広く紹介することにより、企業に対する普及啓発を図ります。
男女共同参画講座（男性対象）の充実	男性が家事・子育てに参画するための意識啓発やきっかけづくりのため、男性を対象とした男女共同参画講座を実施し、知識や技術の習得を支援します。
家庭教育学習会「おやじの出番！」講座の開催 ＜再掲●頁「父親の子育て参加促進事業」参照＞	区と学校関係者やPTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」で、父親の家庭教育への参画を促すことを目的とした講座「おやじの出番！」を開催します。 また、父親が子育てを楽しむ目的で結成された地域のサークルと協議会の共催で、「おやじの出番！」の新しいプログラムを企画・実施し、父親の家庭教育への参加を促進します。
パパママ教室の開催 ＜再掲●頁「母子保健教育」参照＞	初めて出産を予定している夫婦を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方、痛みを和らげるリラクゼーション法などの講義・実習を開催します。